

合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月10日(火)午後1時30分から午後2時48分

2. 開催場所 合志市役所2階大会議室

3. 出席委員(14人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	平山	和敬
委員	2番	清原	啓喜
〃	3番	上野	育夫
〃	4番	平野	昭代
〃	5番	高島	一久
〃	6番	村上	幸記
〃	7番	長野	昌治
〃	8番	齋藤	典夫
〃	9番	野田	隆一
〃	10番	城	英夫
〃	11番	青木	恵夫
〃	12番	岡田	政広
〃	13番	坂口	正子

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

(1)議事録署名者

(2)農家調査及び現地調査員

(3)議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第4号議案 あっせん委員の指名について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用(届出)について

報告第2号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農地利用配分計画の認可について

6. 農業委員会事務局職員

局長 坂上 範 行

次長 竹田 直 広

主幹 秋吉 秀 美

○事務局長 それでは、ただいまより令和4年12月の農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたり、福島会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（福島求仁子君） 改めまして明けましておめでとうございます。

今年のお正月はお天気にも恵まれて、本当に皆様方おだやかな、静かなお正月をお迎えになったことだと思っております。なかなか子どもさんがいても今まだコロナの収束がまだまだというところで、なかなか会いたくても会えないというような状況もあるかもしれませんが、ご家族のためにも早めのワクチンの接種などを積極的にお願いできたらと思っております。

また、その一方では、世界的な情勢の中でウクライナのほうもなかなか収まりませんで、その影響を受けて農業資材の高騰であるとか、エネルギーが本当に高くなっておりますので、私たち農業経営の中でも請求金額のほうもかなりアップして、大変なところもあるかと思いますが、しっかりとそこところは頑張っ乗り越えていけたらなあと思っております。

また、去年の国会の中で、改正農業経営基盤強化促進法というのが新しく施行されることになりまして、今年4月から新しく改正された法が始まります。それはどういうことかという、将来にわたって優良な農地を確保していかなければいけない。併せて、その確保した農地は担い手、しっかり頑張っている農家の皆さんに受け継いでいっていただかなければいけないと、それを積極的に農業委員会のほうでも地元を見つめて、守っていきましょうというのがこの改正法でございますので、それが4月から施行されます。改めて私たちの中では、それは念頭に入れて、地元の農地をしっかりと見つめなおして、担い手の農家さんの支援にあたっていければいいかなあと思っております。

また、合志市のほうではTSMCの関係で、来月あたりにも県のほうから工業団地の予定地あたりが発表になるかもしれません。ですから、そうなりますとまた25ha近くの農地がなくなるかもしれないという状況ですので、これが今どこになるかはわかりませんが、そういった現状の中で、私たちのほうもしっかりと地元を見つめなおして頑張っていかなければいけないかなあと思っております。そのことをしっかりと念頭に入れながら、今年度も頑張っていければと。

それから、去年の4月に新しい農業委員会のメンバーとして、皆さんとここまで一緒にやってまいりましたけれども、1年間の中でどういったことをやっていくかというのが、少しずつご理解いただけたのではないかと思います。特に冬場のこの時期というのは年金の推進の時期にもなっておりますので、若手の農業経営者の方だけではなくて、40代、50代の奥様方が入っていらっしゃる農家の方も結構たくさんいらっしゃいますので、そちらのほうにも目を向けていただいて、少し子どもの教育費とかが納まったところに、ご自分の将来の設計を見直してみませんかという形でお話をいただければと思っております。1人でも多くの将来豊かに暮らしていくための年金ですので、私たちのひと声が将来の農業の暮らしが楽になるというような状況にもなりますので、ぜひ、尻込みせずにお声がけをいただけたらと思っております。

毎回初めのほうの話が長くなってしまいますけれども、本日から推進委員の皆様

さん方も一緒に総会に参加をいただくことになりました。どうぞこれから先、また推進委員の皆様方にご意見をお伺いすることも多いかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、きょうの総会、よろしくお願ひいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立につきましてご報告いたします。

本日は、農業委員14名全員の委員さんがおそろいでございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願ひいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願ひいたします。特に何かご質疑やご質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----○-----

（1）議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） それでは、3の議事に入ります。

議事録署名者につきましては、6番の村上委員、7番の長野委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

-----○-----

（2）農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員11番の青木委員、12番の岡田委員、13番の坂口委員、推進委員の7番、澤田委員、19番、鈴木委員、20番、清原委員、以上6名の委員さん方へ適宜意見をお伺ひいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

-----○-----

（3）議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、規模拡大のための売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙1ページの斜線部分が申請地です。JA菊池合志中央支所近く西側に位置する農地です。

2ページが申請地の現況写真です。次に3ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。

次に4ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、以前より畑として利用しており、現在は前耕作者の病気で荒れた状態です。許可後は、麦などを作付けされる予定です。周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。

事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の推進委員7番、澤田委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○推進委員（澤田清君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

昨年12月27日の午前10時頃に、私と福嶋会長と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は規模拡大のための所有権移転です。申請地は申請人が耕作する農地に隣接する農地であり、一緒に耕作することで効率よく作業を行うことができます。また、許可後は麦・大豆を作付けする予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それではご意見、ご質問がないようでございますので採決

を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

所有権移転番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、親子間での農地の贈与でございます。

続けて申請地の場所ですが、3筆ございます。議案書、別紙5ページをご覧ください。図面中央よりの斜線部が申請地です。廃プラ処理事業組合の北側に位置する農地です。6ページは図面中央の上部に2筆ございます。7ページが現況写真です。8ページは保有されている農業機械の写真です。

次に9ページをご覧ください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できるの見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、申請地はこれまで菊芋畑として利用しており、許可後も同様に作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。

事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の12番、岡田委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○12番（岡田政広君） それでは農家及び現地調査についてご報告いたします。

12月21日の午後2時頃に、私と渡邊推進委員と事務局で現地調査を行いました。今回の申請理由は、経営継承のための親子間の贈与です。申請人は認定就農5年

目で、菊芋やサツマイモを自ら栽培しておられます。また、対象地につきましても同様に菊芋畑として利用されることから、周りの農地への影響も心配ないと思われれます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に意見はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号3につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをお開きください。

所有権移転番号3、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、親族間での農地の贈与でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙11ページをご覧ください。図面中央の下の斜線部が申請地です。黒石養鶏堆肥センターの北側に位置する農地です。12ページが現況写真です。13ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に14ページをご覧ください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できるの見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、申請地はこれまで野菜畑として利用してあり、

許可後も同様にサトイモや法蓮草を作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われ
事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の12番、岡田委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○12番（岡田政広君） それでは農家及び現地調査についてご報告いたします。

12月21日午後2時頃に、私と渡邊推進委員と事務局で現地調査を行いました。今回の申請理由は、親族間での贈与です。申請人は地主である伯父と共に野菜等を栽培されておられましたが、地主自身の体調を考え、作業をやめることを機に譲り受けることになりました。また、対象地につきましてもこれまで同様里芋やハウレンソウ畑として利用されますことから、周りの農地への影響は心配ないと思われ
ます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特によろしいですか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号4につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをお開きください。

所有権移転番号4、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、規模拡大での農地の売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙15ページをご覧ください。図面中央よりの斜線部が申請地です。合志市総合運動公園の西側に位置する農地です。16

ページが現況写真です。17ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に18ページをご覧ください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると思われ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと思われ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後は、WCS作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。

事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の推進委員20番、清原委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○推進委員（清原博幸君） 農家及び現地調査につきまして、推進委員の清原がご報告いたします。

12月27日の午後9時20分頃に、私と事務局とで現地調査をいたしました。今回の申請理由は、先ほど言われたように規模拡大のための所有権移転です。申請人は母の知人から依頼を受けましたということです。畑の近くにその知人も住んでおり、また、この譲受人も〇〇〇で水稻や白菜などの栽培をしているので、購入を決断したということです。

また申請地につきましては、譲渡人のアドバイスも受けて、WCSとして利用するという事です。周りの農地への影響は全く心配ないと思われます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。

○2番（清原啓喜君） WCSとここに書いてありますけど、畑で水もないんですよ。だけんWCSどうかなあとちょっと思いましたので。

○事務局 なので、あえて改めて説明があったあと、もう一度確認のために申請人に電話を入れました。そしたら地元の仲の良い人たちに聞いて、WCSがいいだろうというところで、自分としてはそれを植える予定を考えているとおっしゃいま

した。

水がないと思うけどと私は伝えたんですけど、現地調査をして、現地の知人がそれがいいと言っているんだから、一応自分としてはWCSで考えているけれども、改めて言われると、普通の野菜のほうにするかもしれないと言われました。ただ、今のところWCSと言われました。

確かに現地調査で畑をずっと見たんですけども、上の隣の畑にはちゃんと水の出口があったんですけど、今回の申請地につきましては、水がありませんでした。

○2番（清原啓喜君） WCSは田んぼの面じゃないと補助金も出らんとでしょう、あれを植えても。ちょっとおかしいかなと思ひまして。

○議長（福嶋求仁子君） 地目的には畑ですし、水もないということですよ。

○事務局 はい。また改めてこういう意見があったということはきちんと申請人のほうに伝えて、申請人のほうも、もう一度周りの合生のほうの知人、そちらからのアドバイスだったので、もう少し考えてみると多分おっしゃるのではないかなと思います。改めてきちんと今のご意見については申請人のお伝えをいたします。

○議長（福嶋求仁子君） はい、齋藤委員。

○8番（齋藤典夫君） 齋藤です。この申請が、ちょっと〇〇〇からWCSを植えにくるとねと最初思ったんですよ。私の地区も、もともと地目は畑でWCSを植えたいというのが数件ありまして、そういった場合は重機を入れてちゃんと測量して土の盛り上げ、暗渠化、そういうのをされているんですよ。だけんももとは畑であって水もないということであれば、当然WCSは無理じゃないかと思うんですよ。だけんこういう場合はここで、あとで意見聴取して審議しなくて、前も事例あったんですけども、保留とかそういうのはできないんですか。

○議長（福嶋求仁子君） それでは皆様のご意見をお伺いしたうえで、この案件申請書につきましては、もう一度作付け物についてこういうご意見が出ていますので、もう一度お考えいただいたうえで再度申請をお願いするという形をとるということ。

それでは局長。

○事務局長 水がないところでWCS植えるて、そもそもできんじゃないかというご指摘はごもっともかと思ひます。チェックが行き届いておらず申し訳ありませんでした。許可の保留につきまして思ひますのは、要は、今回の申請で何が許可要件に抵触するかということですね。1号から7号のうち何が抵触するか。WCSということであれば、周りに悪影響は及ぼさんだろうと。もしWCSが植えられる条件ならですね。実際WCSについて許可を下ろして、じゃあ水がないけん別な作物を植えますといったときに、実際、今度植える作物が周りにとって悪影響

を及ぼす作物を植えられるなら、やっぱりそれは許可した農業委員会としての責任が生ずる面がありますので、やはり状況的にどう考えてもWC Sは植えられないという状況ですので、再度申請者の方に実際何を作付けされるのか、それを聴取したうえで、また次回、こういう作物で考えを改められましたと、それについて改めて審査をお願いしますということでご提案をさせていただければと、事務局としては考えるところがございますが、皆様方のご意見をよろしく願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） 今、何に抵触するかということで局長のほうからご意見をいただきましたけれども、作付け作物について、周辺に影響を及ぼさない作物を今後考案していただきまして、再度提出をしていただくという形で、今回はこの申請書につきましては保留にする、そういう形で皆さんのご意見のほうをお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

清原委員、いかがでしょうか。

○2番（清原啓喜君） 野菜とかなんとかを植えらすなら別にいいと思いますけど、木とかなんとか植えてもらうとちょっと日照権が問題がからみますから困りますけど、普通の野菜とか麦とか大豆とか、あんなのを植えられるなら問題ないと思います。

○事務局長 事務局として心配に思ったのは、通常はめったに考えられないことだとは思いますが、例えば、この作物の隣ではこの作物は合わんよというのがなんかあるというのを聞いたことがあります。例えば、たばこの横ではジャガイモは植えてくるんなよとか、なんか病害虫とかの面で組み合わせが悪い作物があるというのを聞いていますので、その観点において現地調査をしてあって、ここで何を植えても何も影響はないみたいだよというのが、今の時点で大体わかりそうなら、野菜を植えられるという前提に立って許可を下ろすことも可能なのかなというのはちょっと思ったりもしますが、それについては委員さん方のご意見をいただきたいと思います。

○議長（福嶋求仁子君） 何かこの地域の中で植えられている作物に対して、これはちょっと地域の中で、虫の発生であるとか、病気の発生であるとか、こういうことが懸念されるような作物があるようであればご指導をいただければと思います。通常の野菜であればまず大丈夫ということで、麦、大豆、そういったもので普通作のほうであれば大丈夫、お米は無理ということですので。

○事務局 ○○○のほうでは大根とか白菜も植えておられるので、そちらのほうであれば大丈夫でしょうか。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、もう一度申請書のほうはお考えいただくという形でもよろしいですか、事務局といたしましては。

○2番（清原啓喜君） ちょっとよかですか、結局ですよ、WCSを植えられても補助金が下らんけん、植えた本人はちょっと損と思いますけどね。だけんそこは知っとなつとだろろうでも思うばってん。

○事務局 補助金を考えてではなく、地元の人に聞いたらWCSが植えやすいよという意見だったので、合生の知人に聞いたら、アドバイスを受けてWCSで言われたので、でもWCSは水が要りますよって、「水の口なかったですよね」て私はちゃんと伝えたところでした。

○2番（清原啓喜君） 結局自分がWCS植えても自分の牛に食べさせればいばってん、補助金とかなんとかばもらおうて思うてから植えたっちゃとてもお金にならんけんですね。わかりました。

○事務局 お米や白菜、大根を植えておられる農家さんなので、〇〇〇と同じものの中で、お米以外で植えられたらどうでしょうかということではお伝えしてもよろしいでしょうか。お伝えしてみたいと思います。
ありがとうございます。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、今の事務局からのご意見を伺って、こういう作物、WCSはもう無理ですよご理解いただいて植えないと。ではそのほかのお野菜類を植えますよ、例えば白菜であるとか大根であるとか、通常〇〇〇のほうで植えられている作物を植えますということであれば、本日許可を出してもよろしいでしょうか。（「はい、いいと思います」と呼ぶ者あり）そういう形でよろしいですか。

それでは、今、ご理解いただいたかと思えますけれども、ここに書いてある第2項の第7号に関しましてのWCSというのは削除いただいて、通常の作付け野菜類と、あと近隣の作付けに対して合わない作物は植えないということで、お願いをするということで許可を出すという形にしたいと思います。

それでは、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号4について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号4は、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号5につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをお開きください。

賃借権設定番号5、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書の

とおりです。申請の理由は、親族間での農地の売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、4名の方の共有農地でございます。議案書、別紙19ページをご覧ください。図面中央の斜線部が申請地です。生坪地区に面した古閑原線沿いの農地です。20ページが現況写真です。21ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に22ページをご覧ください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、借人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、申請地はこれまでも申請人が請け負い、お米を作付けしてありました。許可後も同様にお米を作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われま。

事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の推進委員19番、鈴木委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○推進委員19番（鈴木保宏君） それでは農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

12月27日午前9時過ぎに、私と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は、親族間の売買で、申請人は、長年県外在住の親戚に代わり水稻を作っておられました。昨年末、地主である親族たちが法事のため全員そろう機会があり、相談のうえ売買に決まりました。また対象地につきましては、同様水田として利用されますことから、周りの農地への影響も心配ないと思います。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号5について、

承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号5は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の23ページをお願いいたします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、国道387号の西側、県道大津植木線に隣接する農地です。

次の24ページが申請地の現況です。

25ページが配置図です。申請者は不動産を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、特定建築条件付売買予定地11区画を整備する計画です。

26ページをお願いいたします。まず、(1)の立地基準についてですが、27ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の推進委員20番、清原委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○推進委員（清原博幸君） それでは清原が現地調査につきまして報告いたします。

12月27日の午前、私と農業委員会職員とで現地調査を行いました。申請代理人より申請内容をお聞きしました。申請地の南側、それに西側の一部も含まれますが農地です。ただし境界にはブロックを設置する予定で、土砂流出防止がなされており、また、造成、排水についても計画されているため特段に心配はないと思います。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。ご意見はないでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それではご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の29ページをお願いします。図面左側の太枠斜線部分が番号2の申請地で、国道387号の西側、県道大津植木線の北側に位置する農地です。なお、点線囲みの部分は今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要がない宅地及び雑種地の部分です。

次の30ページが申請地の現況です。

次の31ページが配置図です。申請者は建築業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、特定建築条件付売買予定地8区画を整備する計画です。

32ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、次の33ページにお示ししておりますとおり、申請地西側の道に面した農地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に公益的施設である愛泉保育園及び医療施設である庄嶋医院が存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に二つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。東側の道に面していない申請地は農地の広がり申請地のみ約0.1haであることから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

（2）の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについ

て検討を行いました。特に問題はございません。
事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の推進委員20番、清原委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○推20番（清原博幸君） それでは、現地調査につきまして報告いたします。
12月27日の午前、私と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容をお聞きしました。申請地の周辺に農地はなく、造成、排水についても計画されているため特段心配はないかと思えます。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。
第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。
よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。
続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。
所有権移転、番号3につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。
所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。
転用目的は個人住宅への転用で、売買による所有権移転です。
議案書別紙の35ページをお願いします。図面右下の太枠斜線部分が所有権移転番号3の申請地で、城齒科医院の南東側、県道大津植木線に隣接する農地です。
36ページが申請地の現況です。
37ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を売買により取得し、個人住宅を整備する計画です。
38ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、次の39ペ

ージにお示ししておりますとおり、申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に公益的施設である竹迫みのり保育園及び医療施設である城歯科医院が存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に二つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の11番、青木委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（青木恵夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和4年12月27日の午後、私と桜井推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容などをお聞きしました。申請地の東、西側は農地ですが、農地との境界に空洞ブロックを設置予定で、土砂流出防止がなされており、また造成、排水についても計画されているため特段心配はないと思います。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それではご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定につきまして上程いたします。

賃借権設定、番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案

書に記載してあるとおりです。

転用目的は駐車場及び資材置場への一時転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の41ページをお願いします。図面上部の太枠斜線部分が賃借権設定番号1の申請地で、新迫区の西側、セミコンテクノパークの北側に位置する農地です。

次の42ページが申請地の現況です。

次の43ページが配置図です。申請者は電気設備工事業を営む法人で、今回T S MC建設工事の一部を受注したものの、現場に作業員用駐車場及び資材置場がないため、当該土地を賃借により借り受け、一時的な駐車場及び資材置場として14カ月使用する計画です。

44ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の45ページにお示ししておりますとおり、申請地は農振農用地区域内に存在しますことから、農地区分は農用地となり原則転用することはできませんが、例外規定の仮設工作物の設置等に該当するため許可可能です。一時転用ですので、許可にあたっては、期間満了後にはきちんと農地に戻してもらうことが条件での許可となります。資金計画では農地への復旧費用も見込まれており、また農地に復旧することについて誓約書ももらっております。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の12番、岡田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○12番(岡田政広君) それでは、現地調査についてご報告します。

令和4年12月27日の午後に、私と吉岡推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行いました。申請代理人より申請内容を聞きしました。申請地の西側は農地ですが、農地から2mほど離して整地の予定で、隣接する農地に影響は特段心配ないと思います。

皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。質問はよろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それではご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用賃借権設定につきまして上程いたします。

使用賃借権設定、番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 使用賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、使用賃借権設定です。

議案書別紙の47ページをお願いします。図面右下の太枠斜線部分が使用賃借権設定番号1の申請地で、合志市役所の南東側、県道辛川鹿本線の西側に位置する農地です。

次の48ページが申請地の現況です。

次の49ページが配置図です。申請者は個人で、父所有の当該土地を使用貸借により借り受け、個人住宅を建築する計画です。

50ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の51ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の11番、青木委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（青木恵夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和4年12月27日の午後、私と渡邊推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容などをお聞きしました。申請地の南側は農地ですが、境界に擁壁及び空洞ブロックを設置予定です。土砂流出防止がなされており、造成、排水について計画もされているため特段心配はないかと思います。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございました。ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでし

ようか。特に質問はよろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それではご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定につきまして上程いたします。

使用貸借権設定、番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

使用貸借権設定番号2の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は通路への転用で、使用貸借権設定です。

議案書別紙の53ページをお願いします。図面下部の太枠斜線部分が使用貸借権設定番号2の申請地で、ユーパレス弁天の南側、県道熊本菊鹿線に隣接する農地です。なお、申請地西側の点線囲み部分は今回の借人が基盤強化法により利用権を設定し耕作している農地です。

次の54ページが申請地の現況です。

次の55ページが配置図です。申請者は農業を営む個人で、当該土地を使用貸借により借り受け、通路として転用する計画です。

56ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の57ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設に該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の13番、坂口委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○13番（坂口正子君） 現地調査につきましてご報告します。

令和4年12月27日、午前10時50分頃、私と緒方推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行いました。申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の北、西側は農地ですが、北側は貸人所有の農地、西側は借人が耕作中の農地であり、隣接地よりも低いため土砂の流出等について特段心配はないかと思えます。

皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それではご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書6ページをお開きください。

第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

次の7ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の1月総会分、右側が令和5年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。

次の8ページは、利用権設定等状況一覧表の中の所有権移転関係になります。

次の9ページが今回の利用権設定等状況一覧表です。表の右側、農用地の面積（イ）の計の下が利用権設定、総合計の面積73,388㎡です。

次の9ページをご覧ください。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は21件です。

1番から7番までが再設定です。8番から21番までが新規です。

貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当たりの賃借料の順に説明いたします。

番号1、賃借権、イタリアン・トウモロコシ、10年、13,000円、3筆

番号2、賃借権、水稻、麦、10年、20,000円、5筆

番号3、賃借権、スイートコーン・WCS、10年、15,000円
番号4、賃借権、スイートコーン・WCS、10年、15,000円
番号5、賃借権、イタリアン・トウモロコシ、5年、15,000円、5筆
番号6、賃借権、ソバ、5年、2,362円
番号7、賃借権、桑、5年、10,000円、5筆
番号8、賃借権、イタリアン・トウモロコシ、5年、20,000円、2筆
番号9、賃借権、水稻・麦、5年、10,000、1筆
番号10、賃借権、水稻・麦、5年、10,000円、3筆
番号11、賃借権、WCS、5年、10,000円
番号12、賃借権、WCS、5年、10,000円
番号13、賃借権、WCS、5年、10,000円
番号14、賃借権、サツマイモ、5年、10,000円
番号15、賃借権、サツマイモ、5年、10,000円
番号16、賃借権、サツマイモ、5年、10,000円

次に12ページをご覧ください。

番号17、賃借権、サツマイモ、5年、5,000円
番号18、賃借権、サツマイモ、5年、10,000円
番号19、賃借権、サツマイモ、5年、10,000円
番号20、賃借権、ネギ、5年、10,000円、2筆
番号21、使用貸借権、ネギ、5年、0円

次に13ページになります。

中間管理機構を通じた貸し借り、一括方式について説明いたします。

以前までは地主から農業公社への貸借、集積計画のみを議案審議し、農業公社から借人への貸借、配分計画は県が認可を行っておりました。一括方式により、地主から農業公社、農業公社から借人までの一連の貸借を議案審議し、決定できるようになりました。

議案書13ページをご覧ください。貸人、農地の情報、転貸人、借人、利用権の内容については議案書記載のとおりです。

利用権設定（中間管理機構）【一括方式】の1番、2番までの内容を説明いたします。

番号1番2番とも賃借権です。利用内容は水稻、麦です。利用期間は1番が10年、2番が5年、10a当たりの賃借料は18,000円です。全部で9筆あります。

ご確認ください。

以上、第3号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

次に、14ページ中段の農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は、7件、17,964㎡でございます。

内契約予定件数が、6件、15,727㎡でございます。

内契約がない件数、1件、2,237㎡です。

今回6件は次の契約が予定されております。契約がない1件につきましては、地主さんよりの相談はあっておりません。地主からの相談があれば、地元委員さ

んである長野委員、林推進委員への連絡をいたします。
これで第3号議案の説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりました。何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。

はい、城委員。

○10番（城 英夫君） 13ページの農業法人上生城であるのですが、これに地目が畑になつると何が筆かあるですもんね。それにみんな水稲と麦で書いてあるけんが、水稲は植えられるとだろろうかて、畑に。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局からお願いいたします。

○事務局長 これがわかりづらくて申し訳ございません。この議案書に書いている地目は登記簿の地目を書いております。現況はすべて田であるということは確認をして、水田活用直接支払いの対象水田であるということはすべて確認済みで、水稲は作付けできる状況にあるということを確認しております。
以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 城委員、よろしかったでしょうか。

○10番（城 英夫君） はい。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。その他、質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書15ページをお開きください。

売買希望番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっています。

続けて申請地の場所ですが、16ページになります。図面中央の太枠斜線部分が申出地で、県道住吉熊本線の西側及び合志カントリーエレベーターの南東側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、所有者が自ら耕作していたものの、高齢となり当該申出地を売却したくあっせんに申し出てきた次第です。

あっせん委員についてですが、申出地区域の担当委員であります野田委員、木永推進委員にお願いします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま事務局からの説明が終わりました。何かこれについて質問はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。

あっせん委員さんにおかれましては、大変ご苦勞でございますがよろしく願いいたします。

続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。議案書17ページをお開き願います。

今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては、記載しておりますとおり、所有権移転1件の届出がっております。

続けて、場所を説明します。18ページ、19ページをお開きください。

1筆目が18ページ図面中央下部の斜線部分です。須屋浄化センター南東側、県営団地の南側に位置する農地です。2筆目が19ページ中央やや左側、中山記念病院の南側に位置する農地です。譲受人はご兄弟でそれぞれ1/4ずつ所有されます。

所有権移転後は駐車場として利用されます。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局から第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑はございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見がないようでございます。

第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出については、以上で報告を終わります。

続きまして、第2号報告、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農地利用配分計画の認可につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明いたします。議案書20ページをお開き願います。

貸人、借人、利用権を設定する農地、設定する利用権につきましては、議案書に記載のとおりです。ここにあげられているのは、令和4年11月の農業委員会総会で審議し、熊本県農業公社（中間管理機構）が中間管理権を取得した農地で、基盤強化法に基づき、地域の担い手に貸し付けるものです。

この法手続きは、県の公告をもって法の効力が生じることとなっており、令和4年12月13日付で認可通知が交付されたため報告を行うものです。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局から第2号報告、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農地利用配分計画の認可についての説明が終わりました。委員さん方から何かご質疑などはございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問もないようでございますので、第2号報告、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農地利用配分計画の認可につきましては、以上で報告を終わります。

以上で議案のほうが終わりました。事務局のほうへマイクをお返しいたします。

-----○-----

（4）閉会

○事務局 それでは、長時間にわたります慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年1月の農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後 2 時48分